

改選後 初の臨時議会

令和元年5月14日議会改選後初の臨時議会が開催され、議長・副議長、各常任委員会委員等の議会構成（前掲載）を決定しました。市長提出議案では、専決処分承認を求めることについて（条例改正）4件、議案（条例改正）2件、追加議案として監査委員の選任が審議され承認・可決・同意しました。また、平成30年度中に設定した4件の繰越明許費事業に関する繰越計算書の報告がありました。

令和元年第1回

臨時議会

本会議議案質疑内容

幸手市税条例等の一部を改正する条例

（専決第2号）
（議案第29号）

質疑

高規格堤防の整備に係る事業のための代替家屋の軽減措置で、幸手市の場合江戸川のなごみ堤はこの中に該当するのだろうか。

答弁

高規格堤防はなごみ堤に該当しないということです。

質疑

この条例改正は消費税増税による減税措置になっているわけですが、経済状況の悪化によって消費税増税が中止になった場合、このままでいくのか伺う。

また、軽自動車税のグリーン化が、これについては例えば個人の所有と営業車というものの仕分け等の影響額についても伺います。

答弁

今回法改正によります条例改正

ですので、法改正は3月にあった法改正のみです。

その後については何も決まっておられません。

続きまして、グリーン化特例、これは重課と軽課とございまして、重課のほうについては1年度分が増えるということです。

その影響額については、乗用の場合が1227万7800円、貨物の場合が212万3千円です。

幸手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

（専決第4号）
（議案第31号）

質疑

国民健康保険税条例の一部を改正する条例で5割軽減と2割軽減による平成31年度予算の影響額と世帯数について伺います。

答弁

平成31年度については、まだ本算定が終わっていませんが平成30年度課税の数値は、5割軽減の軽減額76万4050円、世帯数は24

世帯です。

2割軽減になりますと5万9380円、世帯数は6世帯です。

幸手市介護保険条例の一部を改正する条例

（専決第5号）
（議案第32号）

質疑

消費税の改正に伴って介護保険料を引き下げるといいますが、幸手市の場合にどの程度の影響があるのか。また第1段階、第2段階、第3段階と、階層別に伺います。

答弁

平成31年4月1日現在で対象者数は合計で4023人、影響額は1659万8200円です。

第1段階では、2086人、影響（軽減）額で855万2600円、第2段階で1005人、影響額683万4千円、第3段階、932人、影響額は121万1600円です。

6月定例議会（令和元年第2回幸手市議会定例会）

一般会計補正予算を含む

市長提出議案3件を可決

6月定例会は、6月3日から19日間の日程で開かれ、市長提出議案3件を承認、可決しました。また、「放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書」の提出を求める請願書が提出され、審査の結果可決しました。

本会議議案質疑内容

令和元年度幸手市一般会計補正予算（第2号）
（議案第38号）

質疑

住民情報システムカスタマイズ業務委託料および総合支援システムカスタマイズ業務委託料の委託内容、および当初予算との関連について伺います。

住民情報システムカスタマイズ業務委託料では、当初予算115万4千円を計上しています。今回の補正で484万円の追加補正としているわけですが、その金額的な内容についてもお伺いいたし

答弁

ます。それから、総合支援システムカスタマイズ業務委託料について当初予算では計上しておりませんが、今回の補正の意味についてもお伺いしたいと思います。

この委託料は、どちらも今年10月から開始されます幼児教育・保育の無償化に対応するために既存のシステムを改修するためのものです。

まず、住民情報システム業務委託ですが、このシステム内にある子ども・子育て支援システムについて、今年10月から実施される幼児教育・保育の無償化に伴い、必要な改修を行うためのものです。

委託内容ですが、3歳から5歳までの子どもおよび住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもの利用料に伴うシステムの改修および子ども・子育て支援法に移行していない幼稚園や認可外保育園利用者などに対する新たな給付に対応するためのシステムの追加などです。

次に、総合支援システムカスタマイズ業務委託ですが、今回の幼児教育・保育の無償化に伴って、就学前の障がい児が児童発達支援事業者などを利用する場合の費用について無償化されることから、その事務処理を行うに当たってのシステム改修を行うもので、委託

内容については、主なものとして、負担上限額の変更や支給決定通知書や受給者証に無償化対象期間を印字するためのシステム改修などです。

質疑

国の方針として、2040年を目指してクラウド化に対する国の方針が提示されているわけですが、それに対する問題として、このカスタマイズというのはクラウド化が困難になると指摘しているわけです。この指摘に対して市はどのように対応していくのか伺います。

答弁

このクラウド化については現在市では検討していないという状況です。

用語解説

○カスタマイズとは
ソフトウェアの機能を改修することを言います。

○クラウド化とは
複数以上の自治体がデータの管理運営を外部のデータセンターに委託し共同化を図ることを言います。

請願および意見書案が「賛成全員」で採択・可決

(請願第3号)

令和元年5月23日、幸手市学童連絡協議会長から幸手市議会議長あてに「放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書」の提出を求める請願が提出され、審議の結果「賛成全員」で採択しました。

(意見書案第2号)

「放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書案」が提出され、審議の結果「賛成全員」で可決し、令和元年6月21日、幸手市議会議長がこの意見書を次の通り提出しました。

放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、放課後等に安全に安心して生活できるための遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るものです。

児童の安全を確保するためには、児童を見守る職員の万全な体制が求められます。放課後児童クラブで突発的な事故等が起きた場合には、それに対応する職員の他、その他の児童に対応するものが必要になります。このため、職員は複数配置が必要とされています。また、放課後児童支援員等については、研修等により資質を向上させていくことが必要とされています。これらの職員の配置等については、国が基準を定め、市町村が放課後児童クラブに関する条例を定める際に従うべき基準とされています。

一方で、地方分権改革の提案募集において、全国的に不足する放課後児童クラブの人材不足の深刻化により支障が生じているとして、従うべき人員基準の規制緩和を求める意見もありました。

仮に従うべき人員基準を緩和して、職員が一人で多くの児童を受け持つこととなった場合には、放課後児童クラブの安全性が低下する恐れがあります。そもそも放課後児童クラブの運営にとって最優先すべきことは児童の安全の確保です。このため、最低基準として、従うべき人員基準が設けられました。単に放課後児童クラブの人員確保が困難との理由から緩和するべきものではありません。

また、放課後児童クラブにおける児童の安全を確保するためには、放課後児童支援員等の量的な確保と、その質の向上が不可欠です。そのため国においては、経験等に応じた処遇改善を進めるための事業を始めましたが、その要件が厳しいことから事業の活用が進んでいません。放課後児童支援員等の処遇改善は、未だ不十分な状態です。

従いまして、国においては下記のとおり措置を講ずるよう、強く求めます。

記

1. 放課後児童クラブの職員配置基準等に係る従うべき人員基準については、児童の安全が確保されるように堅持すること。
 2. 放課後児童支援員等について、給与等の処遇の改善の更なる対策を推進すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年6月21日

埼玉県幸手市議会議長 宮 杉 勝 男

提出先 衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
財務大臣様
厚生労働大臣様
内閣府特命担当大臣様(少子化対策担当)
内閣府特命担当大臣様(男女共同参画担当)
内閣府特命担当大臣様(地方創生担当)